

受動喫煙防止に係るQ & A

H27.8.26 がん対策課

1 なぜ、がん対策推進条例に、規制を伴う受動喫煙防止対策が必要なのでしょうか。

⇒受動喫煙は、自らの意思によらずにがんの危険にさらされるものであり、規制によりその害を最小限に抑えることができると考えています。

たばこの煙には、約 4,000 種類の化学物質、約 200 種類の有害物質、60 種類以上の発がん物質が含まれており、世界保健機関 (WHO) の国際がん研究機関 (IARC) において、受動喫煙は「グループ 1 (発がん性がある)」と判定しています。

2 大型ショッピングセンター内に出店している店舗について、店舗ごとにステッカー等で禁煙・分煙等の表示をする必要がありますか。

⇒出店されている店舗が独立した施設であるかどうかで判断していただくこととなります。床から天井まで達する壁等で区画され部屋として独立性を有する場合は、表示が必要となります。

なお、大型ショッピングセンターそのものは第 2 種施設として、禁煙、喫煙所による分煙又はその他の分煙 (空間分煙や時間分煙) が義務となっています。

3 表示するステッカー等は、マークや大きさが決まっているのでしょうか。

⇒条例においては、「禁煙」、「喫煙所による分煙」、「その他の分煙 (喫煙区域と禁煙区域との分割、時間分煙又はそれらの両方の措置)」又は「喫煙」の内容を、施設の入口に表示していただくこととしています。

表示方法は、入口のガラス面での表示や市販のステッカー等によることが考えられますが、その方法や大きさは定めていません。お店を利用される方が意図しない受動喫煙を防止するための表示をお願いしています。

なお、県においても今後ステッカーを作成し配付する予定で、配付場所についてあらためてホームページ等でお知らせします。

店頭表示については、日本たばこ産業株式会社のホームページにも「自分で作れる店頭表示 ([JT HP](#))」を掲載されており、また、分煙環境の整備として、その活動の紹介やお問い合わせ窓口の設置などについて、ホームページ ([JT HP](#)) に掲載されています。

4 喫煙所の設置に係る助成制度はないのでしょうか。

⇒県にはありませんが、国の制度で「受動喫煙防止対策助成金」があります。職場の受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主を対象にした助成制度で 200 万円を上限としています。詳細につきましては、広島労働局健康安全課 (082-221-9243) への相談やHP等でご確認をお願いします。

職場の受動喫煙防止対策について、[こちら](#) (厚生労働省HP) を参照ください。